

全員協議会会議録

開催日時	令和5年4月14日（金） 10時00分～12時21分
場 所	第3常任委員会室
協議事項	<p>① 宜野湾市火葬料等負担軽減事業補助金交付要綱について</p> <p>② 宜野湾市保育士等就労促進支援金交付要綱について</p> <p>③ 第8回議会報告及び市民との意見交換会について</p> <p>④ その他</p> <p>・選挙管理委員会への申送り事項について</p>
出席議員 (欠席議員)	24名（欠席議員：石川慶議員、知念秀明議員）
当局出席者	企画部次長、福祉推進部こども政策担当次長、環境対策課長、環境指導係長、企画政策担当主幹、企画政策担当主査、認定こども園担当主幹、こども政策係長
議会事務局 出席者	川上局長、仲村次長、平田議事担当主幹、大城議事係長、棚原主任主事、伊佐主任主事、又吉主事
	<p>○呉屋等 議長 先の3月定例会の予算審議にて会次第の1, 2に記載された事業の要綱に関する質疑があったので、執行部より当該要綱に関する説明を行いたいという依頼があった。また、第8回議会報告及び市民との意見交換会について、広報広聴委員会からの説明及び各常任委員会からの報告内容の確認を行うために全員協議会の開催に至った。本日は時間が限られているため、スムーズな進行かつ活発な議論が行われるようご協力いただきたい。</p> <p>【1. 宜野湾市火葬料等負担軽減事業補助金交付要綱について】</p> <p>≪環境対策課長、宜野湾市火葬料等負担軽減事業補助金交付要綱について説明を行う。詳細は別紙(1-1、1-2)のとおり。≫</p> <p>○プリティ宮城ちえ 議員 資料1-1にある申請期間について、火葬料等を支払った日の翌月から起算して6か月以内と記載しているが、令和4年10月に火葬を行った方も令和5年4月まで申請可能であると勘違いされないか。</p> <p>○環境指導係長 令和5年4月1日以後に死亡し、実施された火葬について適用すると要綱に定めているため、令和4年10月に火葬を実施した方は対象</p>

とならない。

- 棚原明 議員** 市民への周知・広報について、公民館や自治会長会にも依頼してみてもどうか。
- 環境対策課長** まずは広報用のチラシ等を作成後に、それを公民館等に置かせてもらえると大変助かる。
- 山城康弘 議員** 死亡届を受理する課はどこか。
- 環境対策課長** 市民課戸籍係で受理している。また火葬許可証の発行も同係で担当している。
- 山城康弘 議員** 死亡届を受理する際に、その担当課で周知を行ってはどうか。
- 環境対策課長** 市民課で周知を行えるように内部で調整したい。また、死亡届については葬儀会社の方が親族に代わって提出するという事例もあるため、親族や喪主にしっかりと情報が伝わるような対策も検討していきたい。
- 山城康弘 議員** 申請期間が6か月以内となっているが、今年度から始まる事業であり、周知期間に申請期間を過ぎてしまう可能性もあるため、令和5年度に関しては申請期間を1年とする経過措置をとることはできないか。
- 環境対策課長** 申請期間の6か月以内については、他市と比べて妥当であると考えるので、このまま進めていきたい。しかし議員がおっしゃるように事業初年度ということがあるので、広報や周知を徹底し、可能な限り申請漏れを防ぎたい。
- 平安座武志 議員** 一時的に市外に住所を移している方が亡くなった場合には、この要綱にて対応できないのか。
- 環境指導係長** 今回制定した要綱では対応できないため、今後協議が必要であると考える。
- 我如古盛英 議員** 当該要綱の2条に火葬料等と記載されているが、「等」という文言を含めた理由について伺う。また、今回の火葬料等負担軽減の補助金については、生活保護等の制度を利用している方も適用されるのか。
- 環境指導係長** 火葬料以外にも、御遺体の搬送費用や保存にかかる費用も想定されるので、「等」という文言を含めている。また、生活保護を受けている方についても火葬費等負担軽減の補助を受けることが可能だが、補助を受けた金額分は葬祭扶助より差し引かれることになる。
- 岸本一徳 議員** 国民健康保険や社会保険の制度にも葬祭費の給付があると思うが、市民がこの制度と混同しないように周知する必要があると考えるがいかがか。
- 企画部次長** 国民健康保険及び後期高齢者医療では保険給付費のなかに葬祭に関するものがある。社会保険制度の中にもあると考えるが、詳しく調べてみないと分からない。市民の方が間違えないように各担当課と調整しながら対応したい。
- 岸本一徳 議員** 申請が却下となり補助金を返還するとはどのような場合を

想定しているのか。

- 環境指導係長** 補助金を交付したあとに、住民基本台帳の異動が遡って行われ、当該事業の対象者から外れた場合や、虚偽の報告等が判明し交付決定が取り消しとなった場合などが想定される。
- 宮城克 議員** 本日議員からなされた提言等は、4月24日の申請受付開始までに、この要綱に反映させるのか。また、この要綱を制定した際の決裁権者について伺う。
- 企画部次長** 企画部と市民経済部で合議し、最終的には市長の決裁を経て制定した。また、要綱の修正については考えていないが、可能な範囲で本日もいただいた提言に対応してまいりたい。
- 宮城政司 議員** 3点ほど確認したい。まず1点目は周知を徹底することも大切であるが、把握している対象者については市の方から積極的に働きかけるべきではないか。また、虚偽の申請等についても、申請から決定までの調査段階でしっかりと担当課が対応すべきである。しかし、説明のあったこの要綱では対応が厳しいのではないかと考える。2点目は長年宜野湾市在住であったが、施設への入所が必要となり、市外へ住所を異動させなければならなくなった方への対応について確認したい。3点目は、今回の説明及び質疑応答については本来予算審議時に行われるべきであると考えているが、この対応についてどのように考えているのか見解を確認したい。
- 企画部次長** 周知の件については、制度自体が申請主義のものとなっているので、市で把握している対象者への対応については今後の検討課題とさせていただきます。また、今回の説明が予算審議の際にできなかった件については申し訳なく思っている。今後はこういったことがないように対応していきたい。
- 上地安之 議員** 事業目的のなかに当面の間、火葬料を負担した者に対して補助金を交付することにより、負担軽減を図ると記載されているが、「当面の間」という文言をつけた理由を伺う。
- 企画部次長** 火葬場の建設が本来の目的であるため、その目的を達成するまでの間という意味を含めて「当面の間」と記載させていただいた。
- 上地安之 議員** 「当面の間」という文言をつけた理由に、予算が無くなった時点で事業を終了するという目的はないか。
- 企画部次長** 予算があって事業が実施できるので、当然予算の範囲内で事業を進めなければならないと考えている。この事業が継続できる間に火葬場の建設や他自治体との協定などの対応策を検討しなければならない。
- 上地安之 議員** 他自治体と火葬場利用の協定を締結した際は、直ちに事業を終了するのか。
- 企画部次長** その時の市民の負担状況を確認しながら検討する。
- 呉屋等 議長** 交付申請書の申請者と火葬料補助金振込先に記載される人物については同一でなければならないか。

○環境指導係長 基本的には同一であると考えているが、申請者ではない口座への振込みの希望も想定されるため、その場合は振込先を変更して対応することも考えている。

○呉屋等 議長 申請から口座に補助金の振り込みまでの期間について伺う。

○環境指導係長 申請を受けた翌月の15日までに交付決定通知を郵送し、月末に振り込むという運用を想定している。

【2. 宜野湾市保育士等就労促進支援金交付要綱について】

≪福祉推進部こども政策担当次長、宜野湾市保育士等就労促進支援金交付要綱について説明を行う。詳細は別紙(資料2-1、2-2、2-3)のとおり。≫

○嶺井拓磨 議員 交付要件に産休等を取得している保育士の代替保育士ではない者を含めている理由について伺う。

○こども政策係長 代替保育士は産休等を取得している保育士の産休期間に限っての保育士となっているため、今回の就労促進の対象に合致しないと判断し対象外とした。

○嶺井拓磨 議員 産休代替期間を終えたあとも保育園での就労を継続した場合でも対象外となるのか。

○こども政策係長 その場合は状況を確認しながら対応したいと考えている。

○嶺井拓磨 議員 交付要件について、1年以上継続して勤務する意思のあるものと設定した理由を伺う。

○こども政策係長 できれば長期間本市で働いていただき、待機児童の解消等に努めていただける保育士を対象としたいためである。

○宮城政司 議員 現在の本市の保育士不足数を伺う。

○こども政策係長 令和4年は32名の保育士が不足している。

○宮城政司 議員 本市にいる潜在保育士の数は把握しているか。

○こども政策係長 保育士の資格は県が認定を行っているおり、市には保育士資格取得者の住所地等の情報がないため、数の把握が困難な状況である。以前に県より情報を提供してもらい、大まかな数は把握しているが、それぞれの現在の状況の把握までは至っていない。

○宮城政司 議員 支援金の交付を受けた保育士が、勤務先の保育園で支払ってもらった給与についても把握しているか。支援金分の金額を給与から差引きされていることはないか。

○こども政策係長 給与についてはそれぞれの園の裁量になっており、担当課が強制的に把握することが困難な情報である。もしそういった事例が判明した場合は園側と協議が必要であると考えている。

○桃原功 議員 事業の進捗状況を伺う。

○こども政策係長 現在事業の周知を進めている状況である。また、対象とな

る保育士については最低でも6か月継続している保育士となるため、早くても10月から実績が発生すると考える。

- 桃原功 議員** 早期の人材確保を達成するために、3月定例会で早期採決し、より早く事業の実施に取り組むということは協議されたのか。
- こども政策係長** 昨年9月に同事業の実施の要望を受けた。すでに実施している自治体もあったので、本市も保育士の早急な確保に向け、令和5年度から新規で事業を実施できるよう準備を進めてきた。
- 宮城克 議員** 市内の公立保育園及び認可保育園の申込者数、入園者数、待機児童数、また、受入れ人数に対し、実際に受入れしている園児の数を資料として提供して頂きたい。
- こども政策係長** 作成し、資料を提出したい。
- 又吉亮 議員** この事業が終了する場合はどのような場合が想定されるか。
- こども政策係長** 待機児童が解消された時であると考ええる。
- 又吉亮 議員** 待機児童が解消したとしても、保育士の処遇改善が見込める場合は事業の継続と検討できるか。
- こども政策係長** 待機児童の解消ではないが、保育士の処遇改善については保育の事故防止等の観点からの支援になると考える。
- 又吉亮 議員** では事業が終了するのは、保育士不足による待機児童の発生という課題が解決された時という認識でよいか。
- こども政策係長** そのとおりである。
- 又吉亮 議員** 要綱では「継続して一年を超えて勤務する者」とあり、概要には「1年以上継続して勤務する意思のある者」とあるが、どちらが正しいのか。
- こども政策係長** 要綱が正しいので、概要の文言を訂正する。
- 上地安之 議員** 潜在保育士について、各保育園からの情報提供等はあるのか。また、県より情報提供を受けているか。
- こども政策係長** 潜在保育士の情報について各保育園に求めるという取組は行っておらず、この事業を周知することで呼び起こしたいと考えている。周知方法については保育士の就労支援を行っている組織などに協力を依頼する方法などを検討している。また、潜在保育士のリストについては県より提供していただくことは可能だが、そのリストに基づき、それぞれの潜在保育士の現状を洗い出す必要がある。
- 上地安之 議員** 県よりリストが提供されたあとの市の対応について伺う。
- こども政策係長** どのように現状を洗い出すか今後検討する必要がある。対象者が絞れたら、復職案内等を記した文書などを郵送して対応したい。
- 上地安之 議員** 洗い出した潜在保育士の内容は、市内の各保育園に提供するのか。
- こども政策係長** 保育園への情報提供は難しいが、求人募集している保育園への呼びかけ等を行っていききたい。

- 上地安之 議員** 県より潜在保育士のリストは提供してもらえるのか。
- 認定こども園担当主幹** 過去にも提供いただいたことがあるので、問題ないと考えている。
- 上地安之 議員** 令和5年度の待機児童数と確保しなければならない保育士の数を伺う。
- こども政策担当次長** まだ調査中であるため、判明次第報告する。
- 我如古盛英 議員** 対象となる採用時期は令和5年4月1日となっているが、遡及して対応するなどの取組は検討していないのか。わずかな採用時期の差で対象外となった保育士には支援金がなく不平等に感じる。
- こども政策係長** 不公平という考えは理解できるが、事業を実施するにあたり、対象基準日を必ずどこかに設定しないといけないため、令和5年4月1日を基準日とし、遡及の対応は考えていない。
- 我如古盛英 議員** 対象となる保育士の雇用形態について、正規でも非正規でも対象となるのか。
- こども政策係長** 雇用形態の違いにより対象外となることはない。非正規で雇用となっている保育士も対象となる。

【4. その他(選挙管理委員会への送り事項について)】

≪議会改革に関する調査特別委員会委員長座間味万佳議員、議会改革に関する調査特別委員会における、市議会議員選挙に係る検討事項の申し送り(案)について説明を行う。詳細は別紙(資料4)のとおり。≫

【3. 第8回議会報告及び市民との意見交換会について】

≪屋良千枝美広報広聴委員長、議会報告及び市民との意見交換会の開催要項について説明を行う。詳細は別紙(資料3-1)のとおり。≫

≪又吉亮広報広聴副委員長、意見交換会に臨む基本的な考え方について、意見交換等で想定される事例への対応について説明を行う。詳細は別紙(資料)のとおり。≫

- 棚原明 議員** 資料3-1の別紙2に記載されている各議員チラシ配布担当自治会一覧だが、配布担当場所が出身地域と異なる議員がみられる。担当自治会の変更は可能か。
- 又吉亮 広報広聴副委員長** それぞれ交換したい自治会の議員と話し合い、各自で変更を行っていただきたい。
- 我如古盛英 議員** 意見交換会当日は会場内に茶菓子と飲み物も用意するのか。
- 屋良千枝美 広報広聴委員長** 飲み物と飴玉等の茶菓子を用意する予定であ

る。飲み物については、キーパーを設置し、各自で入れていただく方法を考
えている。

《各委員会より議会報告を公表してもらい、内容の確認を行う。》

《上里広幸議員より総務常任委員会の議会報告(議案第 37 号 令和 4 年度宜野
湾市一般会計補正予算(第 2 号)、陳情第 82 号 公共施設の Z E B 導入、住宅
の Z E H 導入と電力自由化促進に関する陳情)の発表を行う。》

【総務常任委員会の議会報告に対する質疑・意見の主な内容】

質疑・意見なし

《知名康司議員より経済建設常任委員会の議会報告(議案第 59 号 宜野湾市廃
棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例につい
て、議案第 23 号 宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正
する条例について、陳情第 6 号 喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の
西普天間住宅地区公園緑地等基本計画(案)に示された「喜友名グスクゾーン」
内に戻すための合祀祠の設置について)の発表を行う。》

【経済建設常任委員会の議会報告に対する質疑・意見の主な内容】

質疑・意見なし

《伊佐文貴議員より福祉教育常任委員会の議会報告(議案第 79 号 宜野湾市行
政財産使用料条例の一部を改正する条例について、議案第 73 号 令和 4 年度
宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について)の発表を行う。》

【福祉教育常任委員会の議会報告に対する質疑・意見の主な内容】

○**桃原功 議員** 賛否が分かれた議案について、市民より賛成議員、反対議員の
名前を教えてほしいというような質疑があった場合は回答してよいのか。ま
た、議案第 73 号の報告の中で、特定健診を受診した方に 3,000 円分の商品券
をプレゼントという表現をしているが、「プレゼント」という表現は適当な
のか確認したほうがよいのではないか。

○**伊佐文貴 福祉教育常任委員長** 持ち帰り確認したい。

○**屋良千枝美 広報広聴委員長** 今挙げた注意点、修正内容については委員会
にて対応する。この後は議会報告及び意見交換会の班ごとに分かれて、当日
の役割分担等を決めていただきたい。

以上